資料２－２

温室効果ガスの削減見通しについて

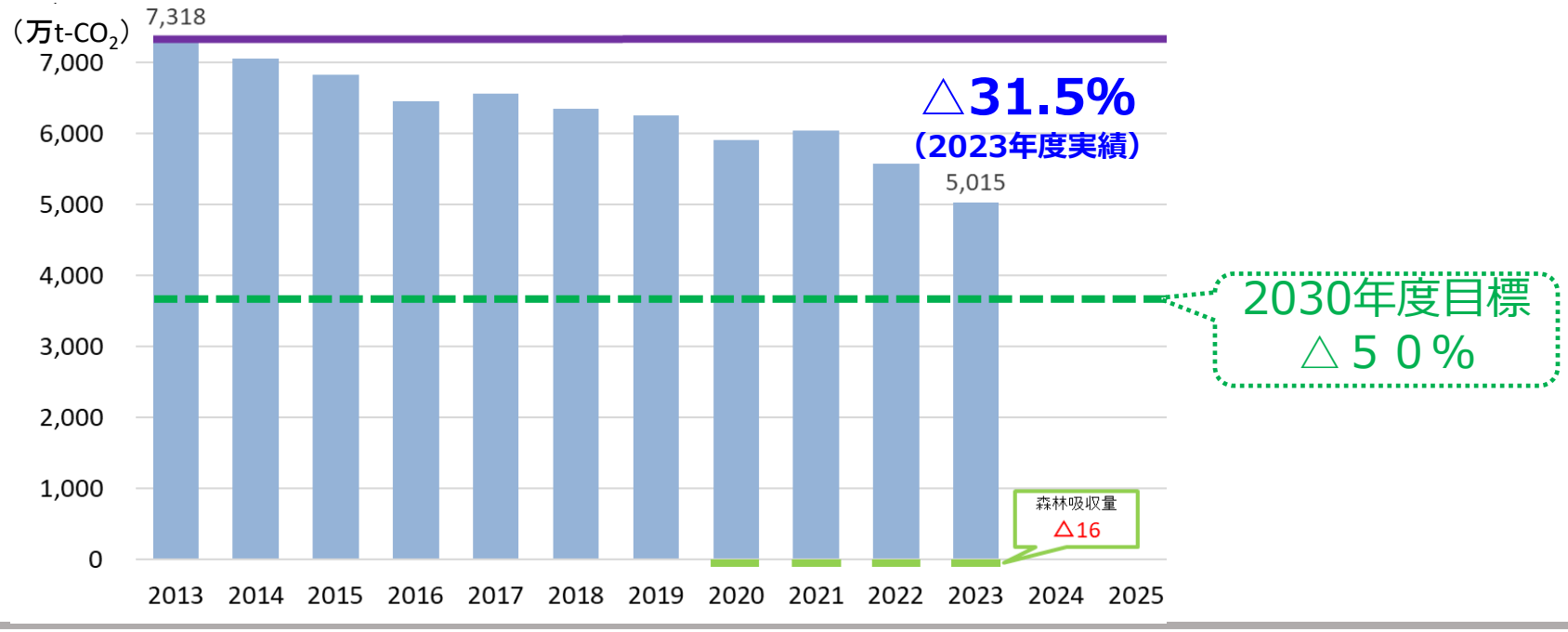
令和８年10月29日

環境農政局脱炭素戦略本部室

1　これまでの排出削減の進捗状況

県内の温室効果ガス排出量の推移

・直近の実績となる2023年度の本県の温室効果ガス排出量は、2013年度比**31.5%減少**



2025総合計画審議会評価「今後の課題と対応の方向性」（抜粋）

・国際情勢による**石炭火力発電割合の増加の懸念**や、今後、**AI需要の拡大**に伴う、電力消費量の多いデータセンターの増加など、KPIの達成状況だけでなく、**丁寧な分析を行ったうえで評価**をするとともに、目標の達成に向け、**一層取組を強化する必要**があります。

2　今後の排出量に影響する主な増減要素

	要素	概要
増	①中東情勢による石炭火力発電の稼働増	中東情勢を受けて、脱炭素化へ向けて稼働を制限している「非効率石炭火力発電」の利用制限を、2026年度は解除し、稼働率を引き上げる方針
	②AI需要の拡大	AI需要の拡大に伴い、全国ではデータセンターや半導体工場の新増設に伴う電力需要の増加が予想
減	①排出量取引制度の本格稼働等	大規模排出事業者を対象に排出枠を割り当て、企業間でその過不足を売買する排出量取引制度等により、排出量削減が企業の経済的インセンティブとなり、削減が進むと予想
	②建築物省エネ法等	建築物の省エネ基準の引き上げや、太陽光発電設置目標の設定等の措置が講じられており、県内においても新築建築物の再エネ利用・省エネ化が一層進むと予想

3　影響分析（増要素①）

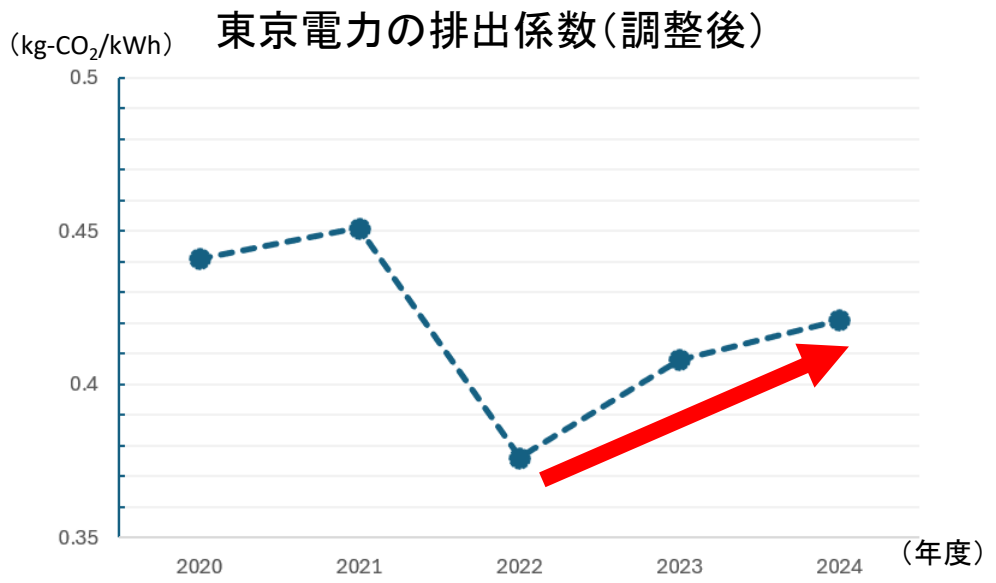
①中東情勢による石炭火力発電の稼働増

○　本県の推計に使用する電力の排出係数※は、2022～2024年度にかけて上昇（悪化）しています。

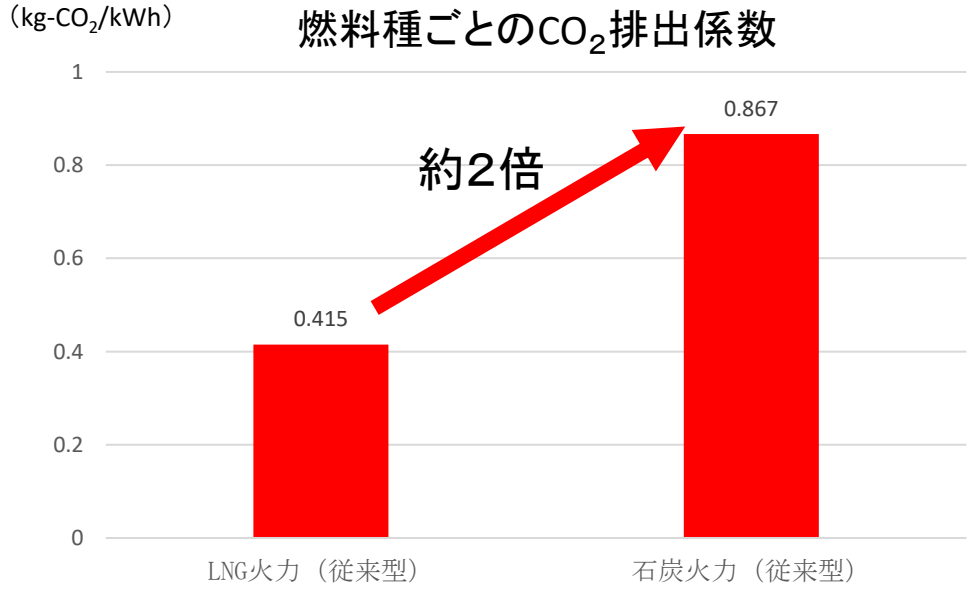
○　中東情勢の影響により、政府は、脱炭素化へ向けて稼働を制限している「非効率石炭火力発電」の利用制限を、2026年度は解除し、稼働率を引き上げる方針を決定しています

○　今後、2030年度の目標達成に向けては、国が示す「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づいた国全体の排出係数である0.250 kg-CO_2/kWhを達成することが求められます。

※　電力を発電・供給する際に排出したCO2を示す指標。火力発電の割合が高いほど値が高くなる（再エネが増えれば低下）



※東京電力HPを基に作成
（https://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/environment/emissions-co2-j.html）



※　電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果について（参考資料集）（2020年７月）より作成

3　影響分析（増要素②）

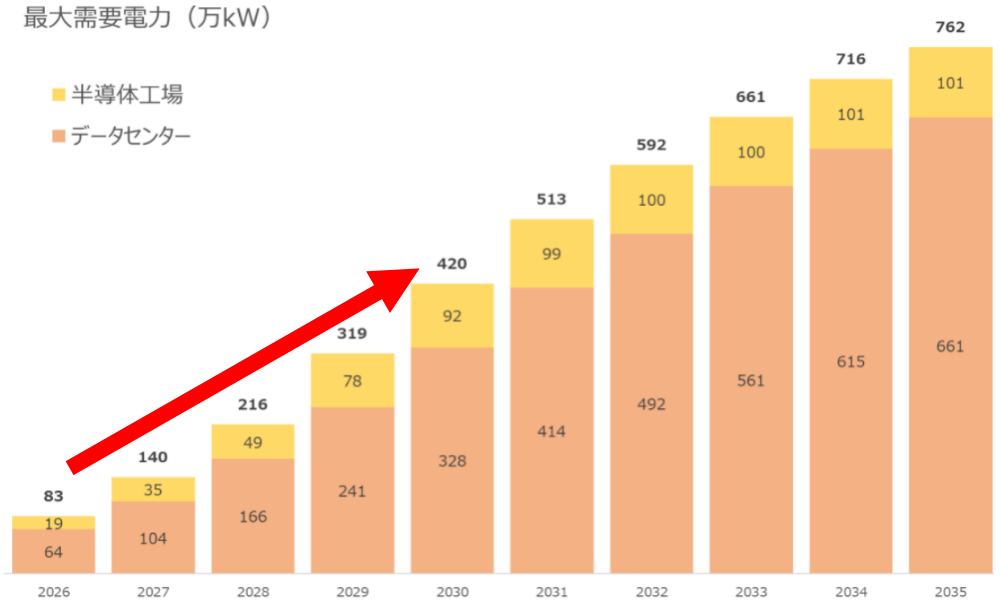
②AI需要の拡大

○　昨今のAI需要の急速な拡大により、全国ではデータセンターや半導体工場の新増設に伴う電力需要の増加が予想されています。

○　特に神奈川県を含む東京エリアで電力需要が著しく増加することが予想されております。

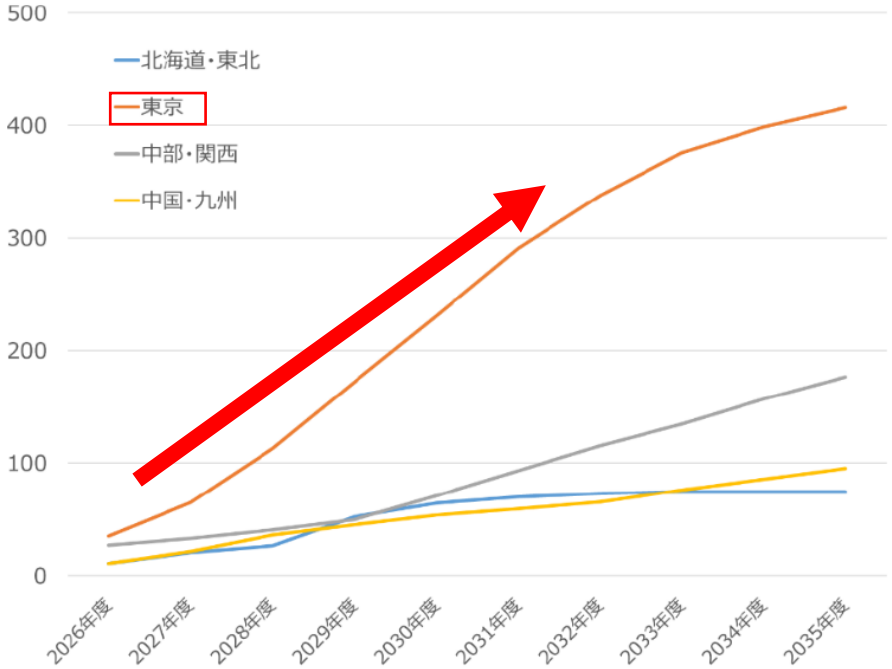
○　2030年度までに、県内のデータセンター、半導体工場が新設されるという具体の情報は現時点では把握していませんが、既存の施設においても電力需要が増加すると想定され、県内の温室効果ガス増加への影響があると考えられます。

■データセンター・半導体工場の新増設に伴う需要電力の増加見込み



※全国及び供給区域ごとの需要想定（2026年度）より抜粋

■供給区域ごとの電力需要想定



※全国及び供給区域ごとの需要想定（2026年度）より抜粋

3　影響分析（減要素①）

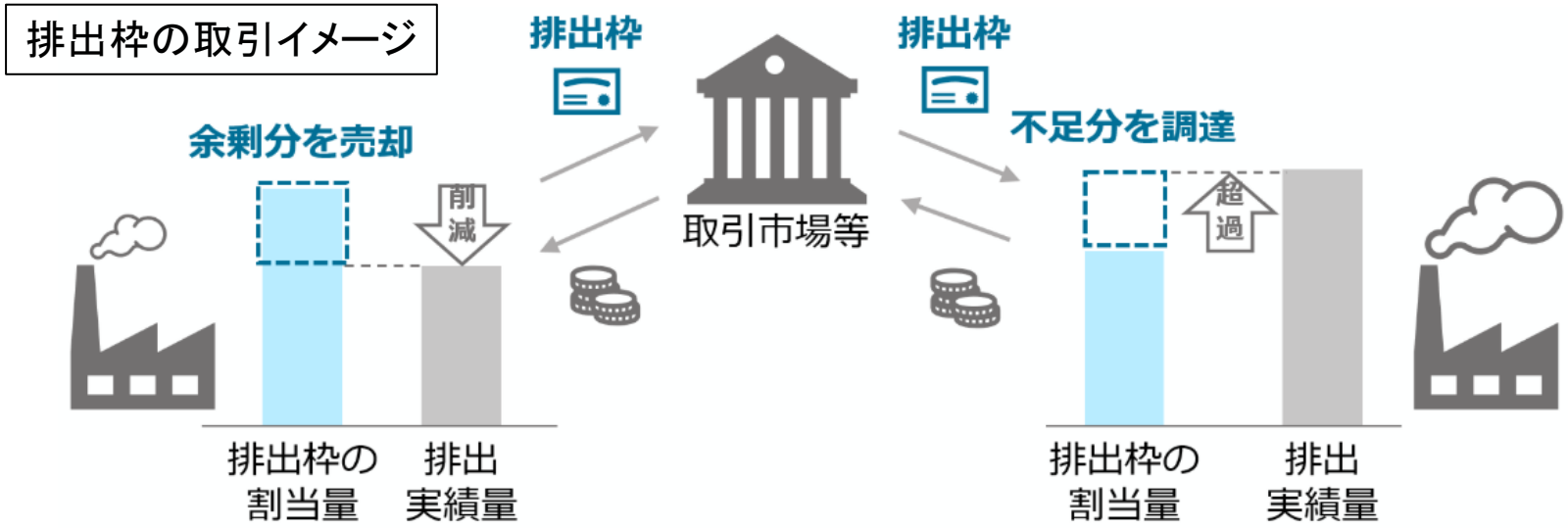
①排出量取引制度（GX－ETS）の本格稼働等

○　政府は、CO_2の直接排出量が直近３年度平均10万t以上の事業者を対象に排出枠（上限）を割り当て、企業間でその過不足を売買する制度を2026年度から開始し、2028年度からは化石燃料の輸入事業者などに、「化石燃料賦課金」が導入されます。

○　排出量削減が企業の経済的インセンティブとなり、対象事業者の温室効果ガス削減が進むことが想定されます。

○　排出量取引制度の対象事業者は全国で200～300事業者と言われており、県内事業者も相当数が含まれることが想定されるため、県内の排出量削減に寄与すると考えられます。

排出枠の取引イメージ



Kanagawa Prefectural Government ※　取引イメージについては経済産業省HP（https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html）より抜粋

3　影響分析（減要素②）

②建築物省エネ法等

○　建築物省エネ法等により、建築物の省エネ基準の引き上げや、太陽光発電設置目標の設定等の措置が講じられており、県内においても新築建築物の再エネ利用・省エネ化が一層進み、温室効果ガスの削減に寄与すると考えられます。

■省エネ基準

大規模非住宅　<2024年４月～>

【改正前】

用途	一次エネルギー消費量基準（BEI）
全用途	1.0

【改正後】

用途	一次エネルギー消費量基準（BEI）
工場等	0.75
事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
病院等・飲食店等・集会所等	0.85

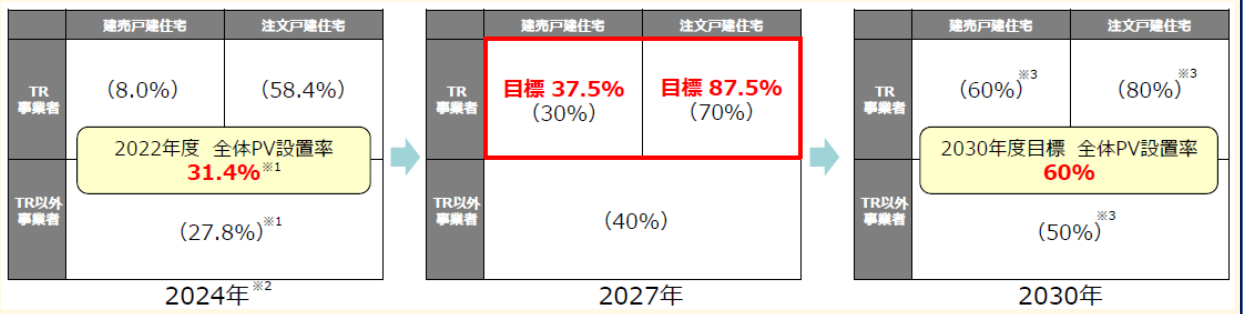
全ての新築住宅・非住宅　<2025年４月～>

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模（2000㎡以上）	適合義務（2017.4～）	届出義務		適合義務（2017.4～）	適合義務
中規模	適合義務（2021.4～）	届出義務		適合義務（2021.4～）	適合義務
小規模（300㎡未満）	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模（10㎡を想定）以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

■太陽光設置目標

新築戸建て住宅　<2025年４月～>



特定事業者の建物　<2026年４月～>

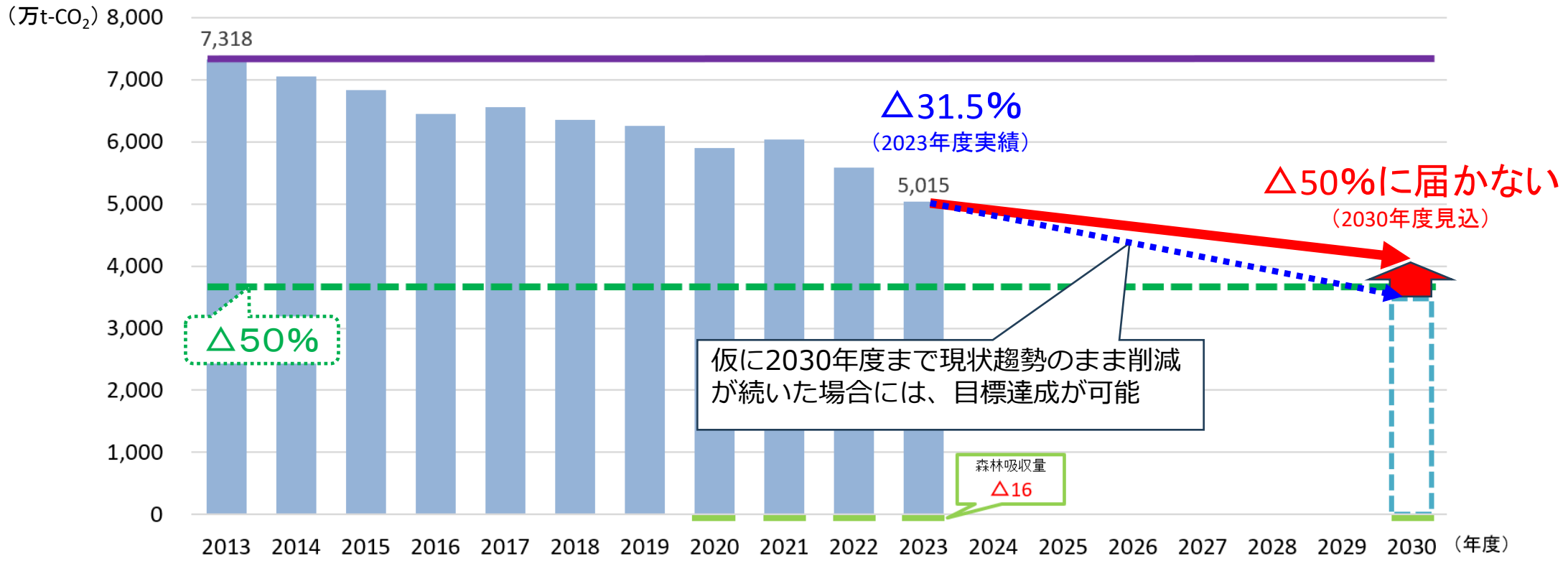
・中長期計画書へ太陽光導入方針・目標の記載、翌年度以降の定期報告の義務化

4　今後の削減見通し（試算）

A：これまでのトレンドに基づく見通し（……▸）

2013年度～2023年度までの削減から、特殊要因である大規模排出事業者の設備停止による減を除いたトレンドを試算したもの。

B：増減要素を踏まえた見通し（⟶）



※　一定の条件のもとに県で試算した見通しであり、今後の社会情勢等により変動します